

○野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例

平成24年9月11日

条例第8号

野迫川村母子医療費助成条例(昭和53年10月野迫川村条例第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)であつて18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養している者

イ 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者又はこれに準ずる者(以下「配偶者のない男子」という。)であつて対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

エ 母子および寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち対象児童

オ エに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子

2 野迫川村内に住所を有する者。ただし、野迫川村内に住所を有する者に扶養又は養育されている前号ウ又はエの児童のうち野迫川村外に住所を有する者については、この限りでない。

3 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者

4 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 村長が別に規則で定める額

2 医療費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、村長が必要と認めた場合は、対象者の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者(以下「保護者等」という。)の申請に基づいて支給することができる。

(助成金の支給制限)

第4条 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

- (1) 第2条第1号ウ又はエに該当する児童を扶養又は養育する者(以下「扶養者等」という。)の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で扶養者等が前年の12月31日(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の12月31日)において生計を維持した者の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。
- (2) 前号の者の配偶者又は第2条第1号ウ若しくはエに該当する児童の配偶者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。)がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。
- (3) 扶養者等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で同号の者と生計を同じくする者並びにこれら以外の者であつて、第2条第1号のウ若しくはエに該当する児童又は当該児童の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該児童と生計を同じくするものの前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費について

ては、前前年の所得とする。)がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及び額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の例による。

(証明書の交付等)

第5条 村長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第7条の2 村長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段によつてこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、村長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。